

議案第 85 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

国民健康保険税の賦課限度額について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



## 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。